

第4節 みどり みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成

[1] 環境の状況

本市のみどりの現況を見ると、市域南部では、比較的小規模なみどりが点在する程度ですが、市境に大規模な水面である神崎川と安威川が流下しています。市域中部では、多くの農地が点在しています。市域北部では、ため池を含む大規模な公園・緑地などのまとまったみどりや、千里ニュータウンを始めとする豊かな住宅地のみどりが分布しています。

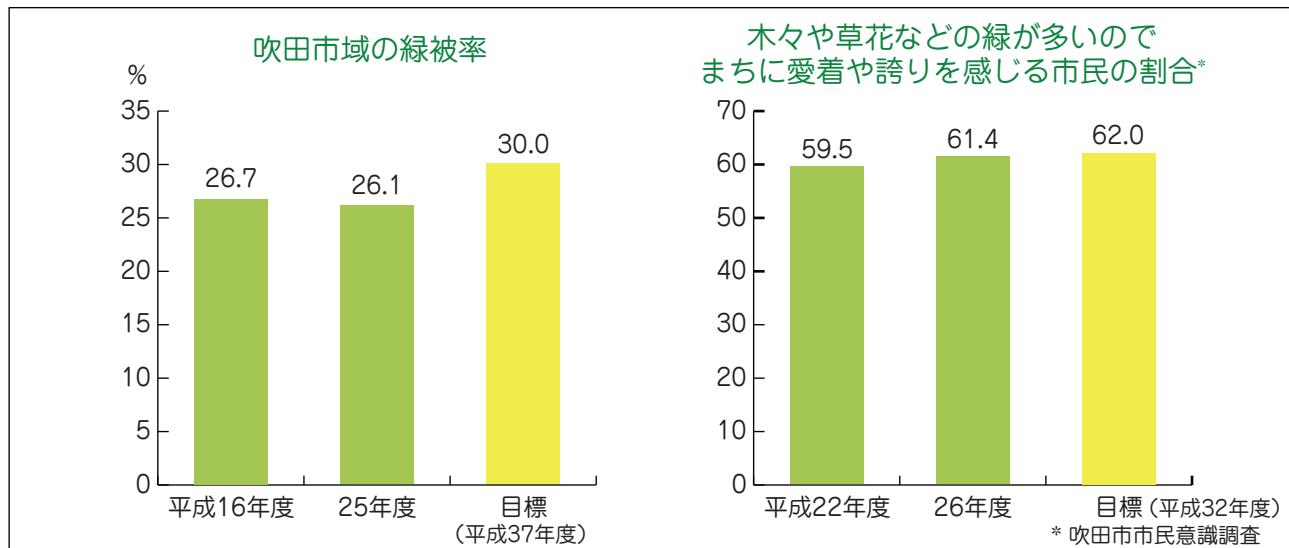
近年、本市ではみどりの面積が減少しており、平成21年(2009年)から平成26年(2014年)までの5年間における減少量は、平成5年(1993年)から平成21年(2009年)までの16年間の減少量の約1.6倍に匹敵しています。これは、マンションや戸建住宅などの宅地開発に伴って、既存のみどりが失われていることが

大きな要因となっています。

みどりには、様々な役割があります。例えば、多様な生き物の生息・生育の場となっており、生態系を保全する機能があります。また、二酸化炭素を吸収して地球温暖化の防止に寄与し、蒸発散作用により夏の気温を下げ、ヒートアイランド現象を緩和する機能があります。さらに、みどりとのふれあいによる心身のリフレッシュや、散策や運動などのレクリエーションを通じた健康づくりを実現することもできます。都市におけるみどりは、快適で美しい景観をつくります。また、災害時の安全性を高めます。

このようなみどりを保全し、心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりのまちづくりを進めていくために、市民、事業者、行政による連携・協働の取組を進めています。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指 標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標値
市域面積に対する緑地面積の割合 (平成21年度実績)	15.6%	15.4%	15.4%	20%
市民1人当たりに対する 都市公園面積	8.8m ²	8.6m ²	8.5m ²	10m ²
緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数	71団体	87団体	90団体	75団体
公園・緑地の 利用しやすさ満足度 (平成26年度吹田市市民意識調査)	62.4点			↗
緑化路線延長累計	76,406m	76,406m	76,406m	76,000m

[2] 施策

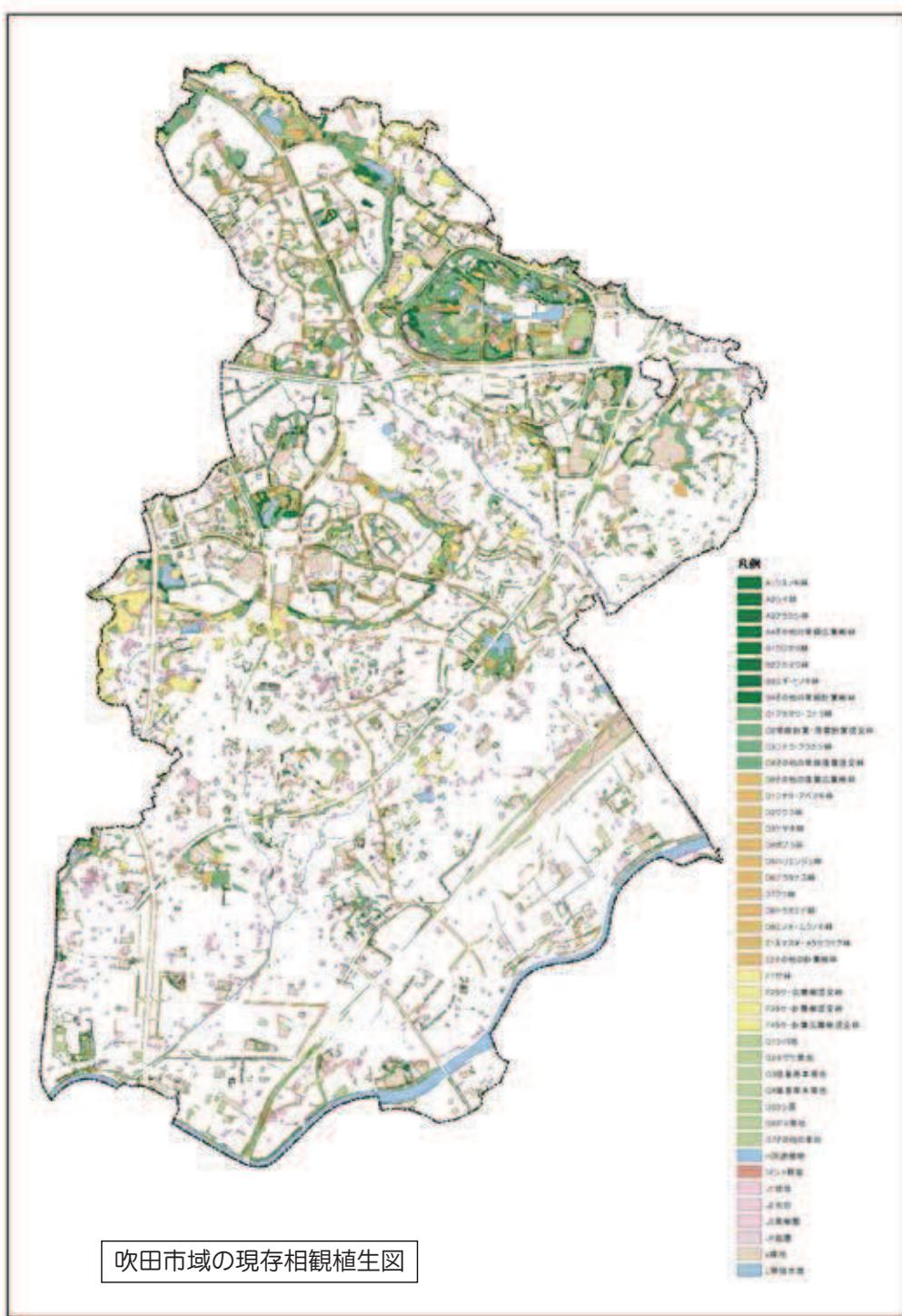
■ 自然環境調査「すいたの自然2011」

本市は、平成22年度（2010年度）から2年かけて、自然環境の現況を調査し、平成24年（2012年）3月に「すいたの自然2011」としてとりまとめました。

調査の結果、156科1089種の植物を確認しました。また、航空写真と現地調査により、市域の植物の分布図（現存相観植生図）を作成しました。これ

は、樹林や草地の種類別に分布状況を示したもの
です。

本市の「みどり」は、人の営みにより維持されてきた農地・竹林や、まちづくりにより造られた公園・街路樹などがほとんどですが、本市にとっては、これらが貴重な自然環境となっています。

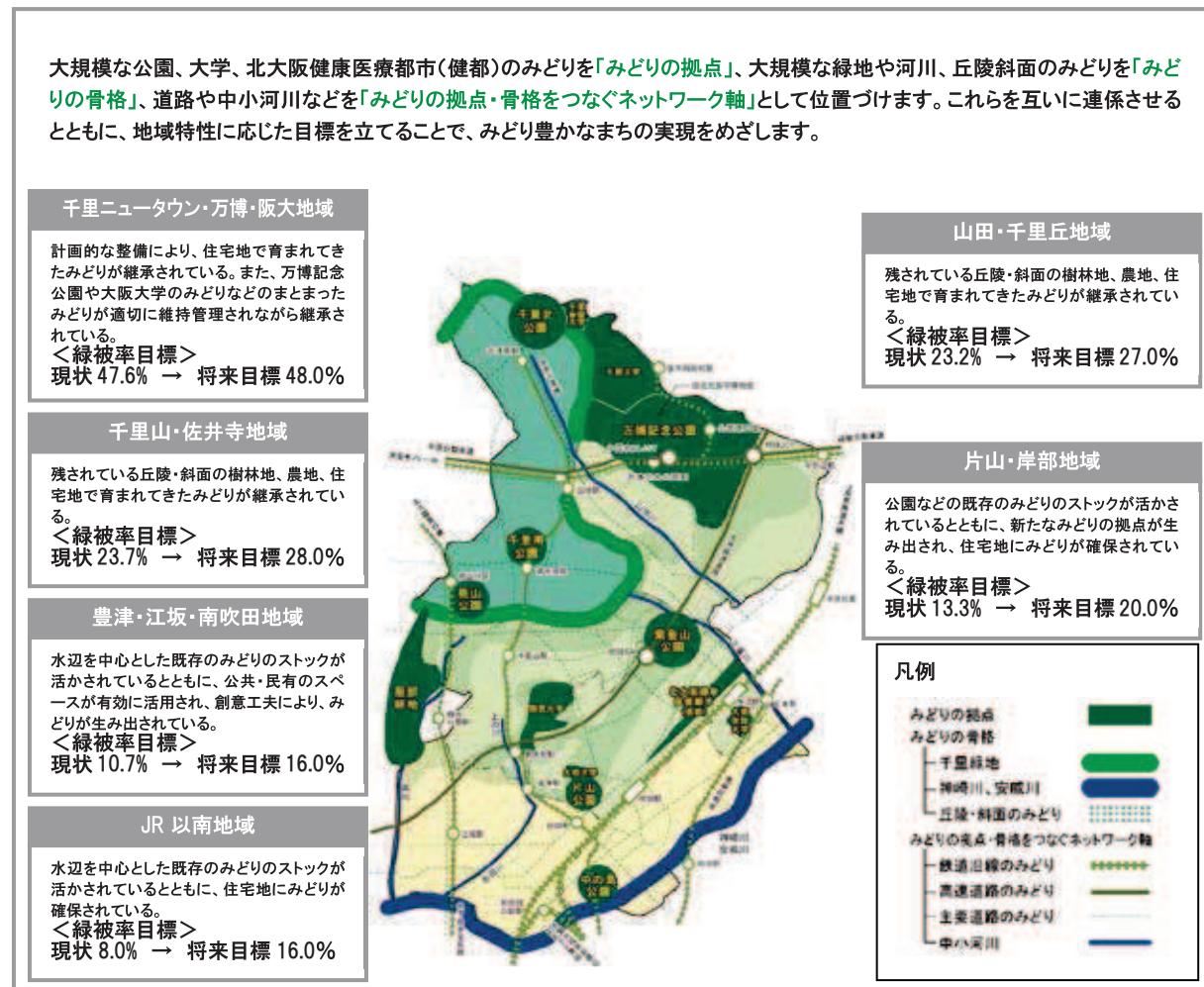


■ 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）

本市では、市内の緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的・計画的に行うため、都市緑地法に基づく「みどりの基本計画」を策定しています。平成28年（2016年）8月には、第2次計画の策定から5年が経過したことから、社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて改訂を行いました。

本計画で定めたみどりの将来像の実現に向けて、「心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市」という基本理念のもと、4つの基本方針に基づき、みどりのまちづくりに取り組んでいます。

みどりの将来像と緑被率目標



基本方針

基本方針1 みどりを継承する	今ある民有地のみどりを次世代へ継承する 今ある公共のみどりを次世代へ継承する
基本方針2 みどりを生み出す	地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す 地域に応じたみどりの拠点をつくる
基本方針3 みどりを活かす	生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める 今ある公園・緑地を充実する 人と地域を育む場としてみどりを活かす
基本方針4 市民参画・協働により、 みどりのまちづくりを進める	市民参画・協働を支える仕組みをつくる 市民参画・協働による取組を進める

■ 都市公園・緑地

本市の都市公園は、平成29年（2017年）3月末現在、132か所322.75haです。市民一人当たりの公園面積は、8.57m²です。一部の都市公園・緑地では、自然環境を保全するための市民活動が展開さ

れています。本市は、これらの活動に対して、資器材・腕章の貸し出しや、災害補償のための保険に加入しています。

自然環境保全活動が行われている代表的な都市公園・緑地

公園・緑地名	象徴的な生き物 又は代表的な自然環境	活動団体
紫金山公園	コバノミツバツツジ	紫金山みどりの会、吹田自然観察会
千里第4緑地	ヒメボタル、里山林、竹林	吹田ヒメボタルの会、吹田みどりの会、竹林友の会
桃山公園・千里第7緑地	竹林	千里竹の会
千里第2緑地	里山林	すいた環境学習協会
藤白公園	ピアノ池の水辺環境	ピアノ池の環境をよくする会

■ 保護樹木・保護樹林

本市は、幹周りが2m以上などの基準を満たす古木、大木や樹林について、所有者・管理者の同意を得て、保護樹木・保護樹林に指定しています。平

成28年（2016年）3月末現在、保護樹木は58本、保護樹林は3か所です。

■ 森林整備計画と森林病害虫等防除

本市は、森林法に基づき、「吹田市森林整備計画」を策定し、森林整備の方法に関する事項、森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項等を定め、当該保安林の自然環境の保全や、風致・景観の維持向上に配慮し積極的な保全整備に努めるものとしています。

市内3か所（伊射奈岐神社風致保安林、垂水神社

風致保安林、素盞烏尊神社風致保安林）にある保安林では、近年ナラ枯れ（カシノナガキクイムシが媒介する菌による枯死）が発生しており、多くの大径木が枯死又は枯死の危険性があることが確認されたため、本計画及び森林病害虫等防除法に基づき防除作業を進めています。

■ 生物多様性の啓発

本市は、定期的に市内の動植物の生息・生育状況を調査し、自然環境の現況を把握するとともに、市役所本庁舎など5つの公共施設に在来の水生生物の水槽「まちなか水族館」を展示することなどにより、水辺の環境保全の大切さを通じて、生物多様性の保全、啓発を行っています。

平成28年12月には、滋賀県との共催で、琵琶湖と本市の水系を通じたつながり等について市民に広く啓発をする「びわこ×さかな×すいた～琵琶湖博物館がやってくる～」を開催しました。

平成28年8月には、環境省による「平成28年度地域循環共生圏構築に向けた実証地域における活動団体の公募」に、本市と能勢町を活動地域とす

る特定非営利活動法人大阪自然史センターの提案が採択されました。森里川海の適正な管理と活用による「地域循環共生圏」の構築に向けた取組を進めていきます。

